



神奈川県

令和4年度中小規模事業者等省エネエネルギー設備導入支援補助金



補助金の概要

申請受付期間

6月1日(水)～8月31日(水)(必着)

※上記期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。

対象者

令和元年～4年度に省エネ診断を受診した中小規模事業者等

※省エネ診断は、神奈川県又は(一財)省エネルギーセンターが実施するものにかぎります。

※補助金交付申請時までに、省エネ診断を受診し、省エネ診断報告書を受領している必要があります。

※中小規模事業者とは、神奈川県内における原油換算エネルギー使用量が1,500kℓ/年未満で、かつ使用している自動車が100台未満の事業者です。

対象事業

省エネ診断を受診した事業所※において実施する
省エネ対策事業

※中小規模事業者等が県内に所有する事業所

【主な条件】

- 補助事業による年間CO₂削減量が3トン以上
- 補助金交付申請の際、既に着手(契約等含む。)していないこと
- 他の補助金との併用不可

【対象設備例】

LED照明設備、高効率空調機、ボイラー 等

対象経費

設備費、設計費、工事費

(省エネ診断で提案された対策のうち、CO₂削減効果が見込まれるものに係る経費)



【主な対象外経費】

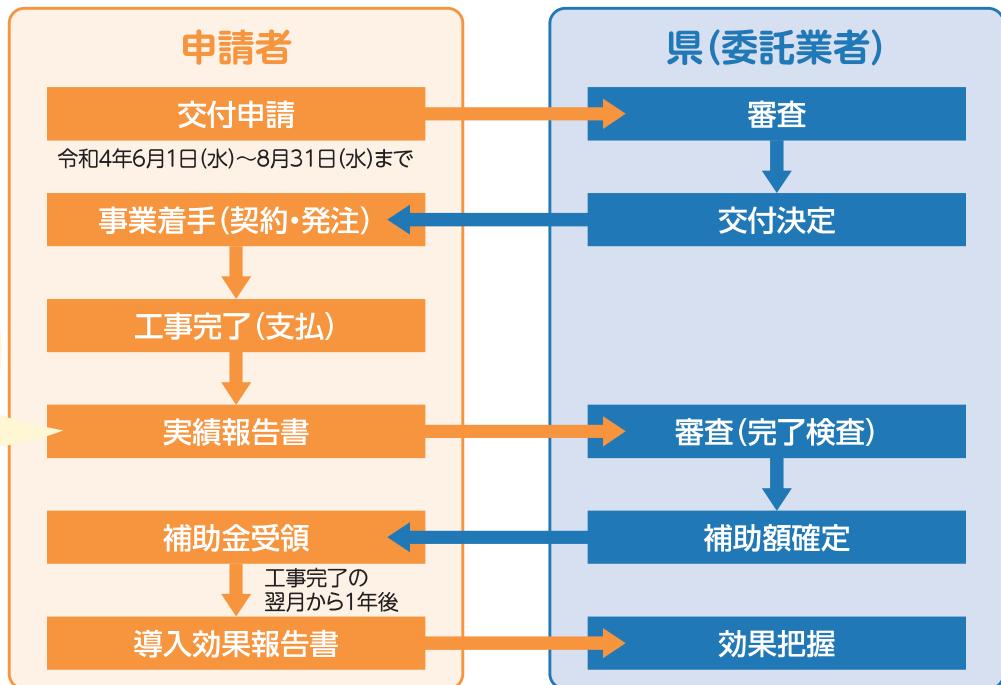
- CO₂を削減する目的と関係がない機能等の追加に係る経費
- 予備又は将来用のものに要する経費
- 既存設備と使用用途が異なる設備の導入に係る経費
- 中古設備の導入、土地の取得に係る経費、賃借料
- 建物の新築、増改築等にかかる経費
- 消費税及び地方消費税
- リース契約に基づき設置する設備や複数の事業者で共同購入する設備に係る経費

補助率

1/3 (上限 500万円)

手続きフロー

事業完了の日から
14日以内 又は
令和5年2月10日(金)
のいずれか早い日までに
提出する必要があります!



【注意事項】

- 補助金の申請については、一つの省エネ診断結果につき1回限りとなります。
(省エネ診断報告書で複数の対策が提案されている場合、要件を満たせば、一つの対策のみを実施するとして申請することも、複数の対策を合わせて実施するとして申請することも可能ですが、補助金の申請については、同一省エネ診断結果につき1回限りとなります。)
- 補助金交付決定後に、契約・発注等を行い工事に着手してください。
- 実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して14日以内、又は令和5年2月10日(金)のいずれか早い日となります。(つまり、令和5年2月10日(金)までには、工事及び支払いを完了している必要があります。)
- 補助金の支払いは、実績報告書提出後、審査(検査)を経て補助額が確定してから、精算払いとなります。
- 補助金の交付を受けた場合は、補助事業が完了した月の翌月から1年間の実績について、導入効果報告書を提出しなければなりません。

詳しい内容はこちら

神奈川県 補助金 省エネ設備

検索

ご相談はこちら

環境計画課計画書審査グループ TEL045-210-4083



神奈川県

環境農政局環境部環境計画課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-4083



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

